

愛知県における救命救急センター設置方針（案）

1 救命救急センターは、原則として二次医療圏に複数設置する。この場合、例えば循環器疾患、外傷、小児疾患という疾患ごとに大まかな役割分担を決め対応することも考えられる。

なお、地域の実情によっては、隣接する医療圏も含め、検討することも認めるものとする。

また、大学病院については、その高度専門医療機能を活用するため、医療圏にとらわれず設置について検討する。

以上から、本県における救命救急センターは、23か所程度の設置を目標とする。

2 新たに救命救急センターを設置するためには、以下の条件を満たさなければならない。

(1) 24時間体制で重篤な救急患者を受入を行うことができる十分な機能、体制等を有すること。

具体的には、救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日付け厚生省医務局長通知）の救命救急センターの運営方針及び整備基準を満たすとともに、厚生労働省の救命救急センターの充実段階評価において評価結果が原則として「A」であること。

(2) 救命救急センターとして安定的な運営が確保できること。（運営費等の補助について行わない場合がある。）

(3) 医療圏地域保健医療福祉推進会議及び医療審議会医療対策部会の上承が得られたものであること。